

佐伯市教育委員会会計年度任用職員の職務内容及び勤務条件について
(学校主事)

職務内容	1 学校の環境整備に関する業務 2 文書及び公金品の送受等に関する業務 3 給食に関する業務 4 外来者・電話対応、学校諸行事への対応 5 その他緊急を要する業務、非常時における児童・生徒の安全確保に関する業務及び校長が必要と認める業務
受験資格等	受験資格はありませんが、Word、Excel や専用ソフトでのメール送受など業務で使うことがあるため、PC を使用できる方が望ましい。
配属先	市内小中学校 (東雲中、本匠中、直川中、米水津中、蒲江翔南中を除く)
その他	業務上必要な外出時に、自家用車等を使用することがあります。 (ガソリン代相当の旅費支給)

1 根拠法令

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（パートタイム）

2 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※任用後 1 か月間は条件付採用期間となり、この期間は延長されることがあります。

※任用期間満了後、選考等を経て再度任用されることがあります。

3 報酬

- ・年齢や経験年数に応じて、月額 172,300 円から 182,600 円の間で決定
(大分県人事委員会の勧告等により報酬額は変更となる場合があります。)
- ・月の初日から末日までの報酬を翌月の 21 日（休日の場合はその前日）に口座振込

4 各種手当

- ・通勤手当 通勤距離が 2km 以上となる場合に支給（上限あり）
- ・時間外勤務手当 時間外勤務は原則ないが、発生する場合は時間外勤務手当を支給
- ・期末手当及び勤勉手当 任用期間、勤務時間、勤務日数等に応じ、6 月と 12 月に期末手当及び勤勉手当を支給する場合があります。

5 勤務時間、勤務を要しない日等

- ・午前 8 時 00 分から午後 4 時 00 分まで、7 時間 15 分勤務（休憩 45 分）
職場により勤務時間が若干前後する場合あり

- ・土、日曜日・祝日・年末年始は原則勤務はありませんが、学校行事等により出勤する場合は週休日の振替等を行います。

6 休暇

佐伯市の規定に基づき付与

例）有給休暇…年次有給休暇、忌引休暇、産前・産後、私傷病、その他特別休暇

無給休暇…介護、子の看護、生理休暇等

時間休暇については、有給休暇となる場合を除いて、1 時間を単位として月額報酬から控除します。

7 服務及び懲戒

- ・有期任用の職員であっても、地方公務員法上の職員であり、正規職員と同様の服務規定が課されます。服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止が適用され、違反時には懲戒処分の対象となるので十分注意してください。

※営利企業への従事等の制限は課されないため、兼業を行うことができますが、兼業を開始する、又は兼業をしている場合には、速やかに教育委員会に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。

- ・公務で PC を使用する際は佐伯市情報セキュリティポリシー等を遵守してください。

8 社会保険の加入及び所得税の源泉徴収について

市町村共済短期（健康保険に相当）、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を源泉所得税とともに毎月支給する報酬から控除します。

9 災害補償

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、佐伯市議会の議員その他非常勤職員の公務災害等に関する条例又は労働者災害補償保険法（労災）の適用が受けられます。

佐伯市教育委員会会計年度任用職員の職務内容及び勤務条件について
（特別支援教育支援員）

職務内容	1 児童・生徒の基本的生活習慣確立のための日常生活上の介助 2 発達障がいの子児童・生徒に対する学習支援 3 学習活動・教室間移動等における介助 4 児童・生徒の健康及び安全確保 5 運動会（体育大会）、学習発表会等の学校行事における介助 6 周囲の児童・生徒の障がい理解促進 7 その他校長が必要と認める業務
受験資格等	受験資格はありませんが、保育士資格、教員免許等を有する者が望ましい。
配属先	市内小中学校
その他	業務上必要な外出時に、自家用車等を使用することがあります。 （ガソリン代相当の旅費支給）

1 根拠法令

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（パートタイム）

2 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※任用後 1 か月間は条件付採用期間となり、この期間は延長されることがあります。

※任用期間満了後、選考等を経て再度任用されることがあります。

3 報酬

- ・年齢や経験年数に応じて、月額 8,210 円から 8,700 円の間で決定
（大分県人事委員会の勧告等により報酬額は変更となる場合があります。）
- ・月の初日から末日までの報酬を翌月の 21 日（休日の場合はその前日）に口座振込

4 各種手当

- ・通勤手当 通勤距離が 2km 以上となる場合に支給（上限あり）
- ・時間外勤務手当 時間外勤務は原則ないが、発生する場合は時間外勤務手当を支給
- ・期末手当及び勤勉手当 任用期間、勤務時間、勤務日数等に応じ、6 月と 12 月に期末手当及び勤勉手当を支給する場合があります。

5 勤務時間、勤務を要しない日等

- ・午前 8 時 00 分から午後 4 時 00 分まで、7 時間 15 分（休憩 45 分）
職場により勤務時間が若干前後する場合あり

- ・土、日曜日・祝日・年末年始は原則勤務はありませんが、学校行事等により出勤する場合は週休日の振替等を行います。
- ・長期休暇（春・夏・冬休み）期間中は、次学期の準備等を除き勤務を要しません。
（年間 221 日勤務）

6 休暇

佐伯市の規定に基づき付与

例）有給休暇…年次有給休暇、忌引休暇、産前・産後、私傷病、その他特別休暇

無給休暇…介護、子の看護、生理休暇等

時間休暇については、有給休暇となる場合を除いて、1 時間を単位として月額報酬から控除します。

7 服務及び懲戒

- ・有期任用の職員であっても、地方公務員法上の職員であり、正規職員と同様の服務規定が課されます。服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止が適用され、違反時には懲戒処分の対象となるので十分注意してください。

※営利企業への従事等の制限は課されないため、兼業を行うことができますが、兼業を開始する、又は兼業をしている場合には、速やかに教育委員会に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。

- ・公務で PC を使用する際は佐伯市情報セキュリティポリシー等を遵守してください。

8 社会保険の加入及び所得税の源泉徴収について

市町村共済短期（健康保険に相当）、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を源泉所得税とともに毎月支給する報酬から控除します。

9 災害補償

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、佐伯市議会の議員その他非常勤職員の公務災害等に関する条例又は労働者災害補償保険法（労災）の適用が受けられます。

佐伯市教育委員会会計年度任用職員の職務内容及び勤務条件について
(スクールサポートスタッフ)

職務内容	1 学習プリントの印刷 2 学校配布プリントの印刷、棚入れ 3 採点業務の補助や来客・電話対応 4 教室の換気・消毒などの感染症対策 5 その他管理職が指示する業務
受験資格等	特にありません。
配属先	市内小中学校
その他	

1 根拠法令

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（パートタイム）

2 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※任用後 1 か月間は条件付採用期間となり、この期間は延長されることがあります。

※任用期間満了後、選考等を経て再度任用されることがあります。

3 報酬

- ・年齢や経験年数に応じて、時間額 1,055 円を上限として決定
- ・月の初日から末日までの報酬を翌月の 21 日（休日の場合はその前日）に口座振込

4 各種手当

- ・通勤手当 通勤距離が 2km 以上となる場合に支給（上限あり）
- ・時間外手当 時間外勤務は原則ないが、発生する場合は時間外手当を支給
- ・期末手当 任用期間、勤務時間、勤務日数等に応じ、6 月と 12 月に期末手当が支給されます。

5 勤務時間、勤務を要しない日等

- ・午前 8 時 00 分から午後 4 時 00 分までのうち、6 時間勤務（休憩 45 分）
※具体的な勤務時間は、採用決定後に配属校と協議し決定します。
- ・土、日曜日・祝日・年末年始は原則勤務はないが行事等により出勤した場合は振替休日取得
- ・長期休暇（春・夏・冬休み）期間中は、勤務を要しません（年間 200 日勤務）

6 休暇

佐伯市の規定に基づき付与

例）有給休暇…年次有給休暇、忌引休暇、産前・産後、私傷病、その他特別休暇

無給休暇…介護、子の看護、生理休暇等

7 服務及び懲戒

- ・有期任用の職員であっても、地方公務員法上の職員であり、正規職員と同様の服務規定が課されます。服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止が適用され、違反時には懲戒処分の対象となるので十分注意してください。

※営利企業への従事等の制限は課されないため、兼業を行うことができますが、兼業を開始する、又は兼業をしている場合には、速やかに教育委員会に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。

- ・公務で PC を使用する際は佐伯市情報セキュリティポリシーを遵守してください。

8 社会保険の加入及び所得税の源泉徴収について

市町村共済短期（健康保険に相当）、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を源泉所得税と

ともに毎月支給する報酬から控除します。

9 災害補償

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、佐伯市議会の議員その他非常勤職員の公務災害等に関する条例又は労働者災害補償保険法（労災）の適用が受けられます。

佐伯市教育委員会会計年度任用職員の職務内容及び勤務条件について
（自立支援指導員）

職務内容	1 不登校児童・生徒及び保護者との面接、電話による相談 2 児童・生徒への自立支援、学習支援 3 学校・家庭と連携した個別訪問支援 4 教育支援センター集団活動における児童・生徒への支援
受験資格等	受験資格はありませんが、教員経験者、教育相談及び学校教育に専門的な知識・技能を有する者が望ましい。
配属先	佐伯市教育支援センター（グリーンプラザ（旧 久部保育所））
その他	業務上必要な外出時には自家用車を使用することがあります。（ガソリン代相当の旅費支給）

1 根拠法令

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（パートタイム）

2 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※任用後 1 か月間は条件付採用期間となり、この期間は延長されることがあります。

※任用期間満了後、選考等を経て再度任用されることがあります。

3 報酬

- ・年齢や経験年数に応じて、時間額 1,200 円から 1,300 円の間で決定
- ・月の初日から末日までの報酬を翌月の 21 日（休日の場合はその前日）に口座振込

4 各種手当

- ・通勤手当 通勤距離が 2km 以上となる場合に支給（上限あり）
- ・時間外手当 時間外勤務は原則ないが、発生する場合は時間外手当を支給
- ・期末手当 任用期間、勤務時間、勤務日数等に応じ、6 月と 12 月に期末手当が支給されることがあります。

5 勤務時間、勤務日等

- ・月曜日（隔週）：午前 9 時 00 分から午前 12 時 00 分まで、3 時間
 - 火・木曜日（毎週）：午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで、7 時間（休憩 1 時間）
- を原則としますが、年間 700 時間時間を上限として担当課と協議の上勤務日・時間を決定します。

6 休暇

佐伯市の規定に基づき付与

例）有給休暇…年次有給休暇、忌引休暇、産前・産後、私傷病、その他特別休暇

無給休暇…介護、子の看護、生理休暇等

7 服務及び懲戒

- ・有期任用の職員であっても、地方公務員法上の職員であり、正規職員と同様の服務規定が課されます。服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止が適用され、違反時には懲戒処分の対象となるので十分注意してください。

※営利企業への従事等の制限は課されないため、兼業を行うことができますが、兼業を開始する、又は兼業をしている場合には、速やかに教育委員会に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。

- ・公務で PC を使用する際は佐伯市情報セキュリティポリシーを遵守してください。

8 社会保険の加入及び所得税の源泉徴収について

市町村共済短期（健康保険に相当）、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を源泉所得税とともに毎月支給する報酬から控除します。

9 災害補償

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、佐伯市議会の議員その他非常勤職員の公務災害等に関する条例又は労働者災害補償保険法（労災）の適用が受けられます。

佐伯市教育委員会会計年度任用職員の職務内容及び勤務条件について
（登校支援員）

職務内容	1 別室登校の児童生徒に対して、教員と連携した学習サポートや学校生活等の支援 2 不登校傾向の児童生徒への登校支援 3 児童生徒の状況に関する教員やSC・SSWへの情報共有
受験資格等	受験資格はありませんが、教員経験者又は学校教育に専門的な知識・技能を有する者が望ましい。
配属先	市内小中学校
その他	業務上必要な外出時には自家用車を使用します。（ガソリン代相当の旅費支給）

1 根拠法令

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（パートタイム）

2 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※任用後 1 か月間は条件付採用期間となり、この期間は延長されることがあります。

※任用期間満了後、選考等を経て再度任用されることがあります。

3 報酬

- ・年齢や経験年数に応じて、時間額 1,200 円を上限として決定
- ・月の初日から末日までの報酬を翌月の 21 日（休日の場合はその前日）に口座振込

4 各種手当

- ・通勤手当 通勤距離が 2km 以上となる場合に支給（上限あり）
- ・時間外手当 時間外勤務は原則ないが、発生する場合は時間外手当を支給
- ・期末手当 任用期間、勤務時間、勤務日数等に応じ、6 月と 12 月に期末手当が支給されます。

5 勤務時間、勤務を要しない日等

- ・午前 8 時 00 分から午後 2 時 45 分まで、6 時間 45 分（うち休憩 45 分）
職場により勤務時間が若干前後する場合あり
- ・週 4 日勤務（土・日曜日、祝日及び年末年始は勤務を要しません）

6 休暇

佐伯市の規定に基づき付与

例）有給休暇…年次有給休暇、忌引休暇、産前・産後、私傷病、その他特別休暇

無給休暇…介護、子の看護、生理休暇等

7 服務及び懲戒

- ・有期任用の職員であっても、地方公務員法上の職員であり、正規職員と同様の服務規定が課されます。服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止が適用され、違反時には懲戒処分の対象となるので十分注意してください。

※営利企業への従事等の制限は課されないため、兼業を行うことができますが、兼業を開始する、又は兼業をしている場合には、速やかに教育委員会に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。

- ・公務で PC を使用する際は佐伯市情報セキュリティポリシーを遵守してください。

8 社会保険の加入及び所得税の源泉徴収について

市町村共済短期（健康保険に相当）、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を源泉所得税と

ともに毎月支給する報酬から控除します。

9 災害補償

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、佐伯市議会の議員その他非常勤職員の公務災害等に関する条例又は労働者災害補償保険法（労災）の適用が受けられます。